

## 蒲郡市空家情報登録制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市における空家等の有効活用を通して、移住及び定住の促進並びに商業振興による地域の活性化を図るため、空家等に関する情報の登録及び提供に関する制度について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 市内に所在する建物及びその敷地であって、個人が所有する現に使用されていない又は近く使用しなくなる居住用又は事業用のものをいう。ただし、居住用の建物については、賃貸又は分譲を目的として建築した建物及びその敷地は除く。
- (2) 所有者等 空家等について所有権又は売却若しくは賃貸（転賃を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空家・空き店舗バンク 所有者等から登録の申込みを受けた情報を登録し、移住及び定住、開業等を目的として空家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供する制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空家・空き店舗バンク以外の制度による空家等に係る取引を妨げるものではない。

### (空家等の登録申込み等)

第4条 空家・空き店舗バンクにより空家等に関する情報の登録をしようとする所有者等は、蒲郡市空家・空き店舗バンク登録申込書（第1号様式）及び蒲郡市空家・空き店舗バンク登録カード（第2号様式。以下「登録カード」という。）に市長が求める書類を添付して提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、蒲郡市空家・空き店舗バンク登録台帳（第3号様式）に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により登録をしたときは、蒲郡市空家・空き店舗バンク登録完了書（第4号様式）により当該所有者等に通知するものとする。

- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空家等で、空家・空き店舗バンクに登録することが適当であると認めるときは、当該所有者等に対して登録を勧めることができる。

(空家等に係る登録事項の変更)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた所有者等(以下「物件登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、蒲郡市空家・空き店舗バンク登録変更届出書(第5号様式)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空家等に係る登録の取消し)

第6条 市長は、空家等の登録事項が次の各号のいずれかに該当するときは、当該空家等の登録を取り消すとともに、蒲郡市空家・空き店舗バンク登録取消通知書(第6号様式)により当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 物件登録者から蒲郡市空家・空き店舗バンク登録取消願書(第7号様式)が提出されたとき。
- (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) 物件登録者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と密接な関係を有している者に該当するとき。
- (5) 第4条第3項の規定による通知をした日から2年を経過したとき。
- (6) その他市長が適当でないと認めたとき。

(空家情報の公表)

第7条 市長は、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により、第4条第2項の規定により登録された空家等に関する情報(以下「空家情報」という。)を公表するものとする。ただし、物件登録者が希望しない事項については、この限りでない。

(空家等の利用希望に係る登録申込み等)

第8条 利用希望者は、空家・空き店舗バンクの利用希望の登録をしようとするときは、蒲郡市空家・空き店舗バンク利用登録申込書(第8号様式)及び誓約書(第9号様式)により市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の

上、次の各号のいずれかに該当する者であると認めたときは、当該利用希望者に関する情報を蒲郡市空家・空き店舗バンク利用者台帳（第10号様式。以下「利用者台帳」という。）に登録するものとする。

- (1) 蒲郡市の自然環境及び生活文化に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) 経済、教育、文化又は芸術活動を行い、地域の活性化に寄与できる者
- (3) その他市長が適当と認めた者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、蒲郡市空家・空き店舗バンク利用登録完了書（第11号様式）により当該利用希望者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更）

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、蒲郡市空家・空き店舗バンク利用登録変更届出書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用登録者に係る登録の取消し）

第10条 市長は、利用登録者の登録事項が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すとともに、蒲郡市空家・空き店舗バンク利用登録取消通知書（第13号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 第8条第2項各号規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者と認められたとき。
- (3) 登録の内容に虚偽があったとき。
- (4) 暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している者に該当するとき。
- (5) 利用登録者から蒲郡市空家・空き店舗バンク利用登録取消願書（第14号様式）が提出されたとき。
- (6) 第8条第3項の規定による通知をした日から2年を経過したとき。
- (7) その他市長が適当でないと認めたとき。

（空家情報の提供）

第11条 市長は、第7条の規定によるもののほか、必要に応じ、空家情報を利用登録者に提供するものとする。

（空家等の利用の申込み）

第12条 空家・空き店舗バンクに登録された空家等の利用を希望する利用登録者

は、蒲郡市空家・空き店舗バンク物件交渉申込書（第15号様式）に利用を希望する空家等（以下「希望物件」という。）の登録番号その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による利用の申込みがあったときは、当該希望物件の物件登録者及び媒介を行う者（第14条の規定により媒介を行う者をいう。次条において同じ。）にその旨を通知するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第13条 前条第2項の規定による通知を受けた物件登録者及び媒介を行う者は、遅滞なく当該利用登録者と空家等の売買又は賃貸借に関する交渉を行うものとする。

- 2 市長は、物件登録者と利用登録者との間で行う希望物件の売買又は賃貸借に関する交渉、契約等については、直接これに関与しないものとする。

（媒介）

第14条 物件登録者が物件の売買又は賃貸借に関する交渉に係る媒介の依頼を希望する場合は、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会東三河支部に依頼するものとする。

- 2 市長は、物件登録者と利用登録者との間で行う希望物件の売買又は賃貸借に関する交渉に係る媒介について、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会東三河支部と協定を締結するものとする。

（地域の代表等への情報提供及び地域情報の公表）

第15条 市長は、第4条第2項の規定により空家等を登録したときは、当該空家等の所在する地域の代表等に対して、その空家情報を提供することができる。

- 2 前項の情報の提供を受けた地域の代表等は、空家情報と併せて地域に関する情報について、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により、公表することができる。

- 3 地域の代表等は、利用登録者に対し、地域に定住するための説明会、交流会等を開催することができる。

（地域の意見の反映）

第16条 地域の代表等は、物件登録者に対し、利用者の決定に当たっての参考意見を述べることができる。

（個人情報の取扱い）

第 17 条 物件登録者及び利用登録者並びに登録台帳又は利用者台帳の登録情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録カード及び利用者台帳から知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を漏えいし、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。
- (6) その他個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定を遵守すること。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第 18 条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 18 年蒲郡市条例第 44 号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成 18 年蒲郡市規則第 71 号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

（雑則）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 空家バンクへの情報の登録その他必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。